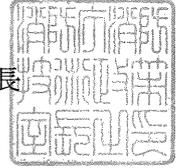


消防技第19号  
平成23年6月23日

各都道府県消防主管部長  
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁消防技術政策室長



製品火災に係る情報及び火災調査結果の一層の情報共有等について

消防法（昭和23年法律第186号）第31条の規定に基づき消防機関が実施する火災の原因等の調査（以下「火災調査」という。）については、その後の消防機関における予防・警戒体制の確立や適切な消火活動を遂行する上で不可欠な資料を提供するものであることから、消防機関の「責務」として規定されています。

一方で、近年は製品安全対策の観点から、特に製品火災に係る情報及び火災調査結果に関しては、関係機関との情報共有等を通じた有効活用が求められており、「今後の火災予防行政の基本的な方向について（報告）」（平成22年12月予防行政のあり方に関する検討会）においては、「消費者行政や独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）など他機関との連携を強化」する必要があること等について、提言されているところです。\*

つきましては、製品火災に係る情報及び火災調査結果の一層の情報共有のため、消防庁としては関係機関と連携し、別記1のとおり対応を行うこととしましたので、各消防機関におかれては別記2及び3にご留意の上、適切な対応を図られますようお願いいたします。

また、各消防機関におかれては引き続き火災調査体制の整備充実を図るとともに、必要に応じて消防研究センターの支援業務の活用や消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条に基づく消防本部相互応援による調査支援体制の構築・強化等により、製品火災に係る火災調査の的確な実施に取り組まれますようお願いいたします。

貴職におかれましては、貴都道府県内の市町村に対して、この旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

※「製品の安全対策に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」（平成23年2月総務省）においても、「機構が経済産業省からの指示を受けて行う調査において、消防機関が把握している製品火災の情報や原因究明結果等が迅速かつ有効に活用されるよう、消防機関と機構との連携及び情報共有をより一層促進させること」について、総務省（消防庁）及び経済産業省に対し勧告されている。

連絡先

消防庁予防課消防技術政策室

担当：椎名・熊谷・駒場

電話：03-5253-7541

FAX：03-5253-7533

(別記)

## 1 消防庁と関係機関との情報共有

「製品火災に係る報告について」(平成21年4月14日消防予第154号・消防技第16号・消防特第67号)により消防機関から消防庁へ報告されている製品火災の情報及び火災調査結果(以下「製品火災報告」という。)については、従来、消費者庁との協議に基づき、「製造者責任あり」とされている火災の確定報(最終報)を対象として、消防庁より消費者庁に対し消費者安全法(平成21年法律第50号)第12条第1項の規定に基づく通知を行っていたものである。このため、消防庁としては、消防庁と関係機関との一層の情報共有の必要性に鑑み、平成23年2月より、原則として上記確定報(最終報)のみならず、製造者責任の有無を特定できないものを含めた全ての製品火災報告について、消費者庁に対し通知を行うよう運用改善を図ったところである。

なお、消費者庁においては、消防庁より受領した製品火災報告について、消費者安全法第13条第2項の規定に基づき経済産業省へ提供を行うものとするよう、平成23年2月より運用改善がなされており、経済産業省においては、消費生活用製品安全法(昭和48年法律第31号)第36条第4項の規定に基づき独立行政法人製品評価技術基盤機構(以下「機構」という。)が行う技術上の調査に関して、消費者庁より受領した製品火災報告が活用されている(別添スキーム図参照)。

## 2 消防機関から関係機関への情報提供

### (1) 製品火災報告に係る事案について

製品火災報告に係る事案について、経済産業省から消防庁に照会等があった場合(経済産業省を通じて機構より問い合わせがあった場合も含む。)には、引き続き「電気用品及び燃焼機器の火災等の事故に係る関係機関との協力について」(平成21年9月1日消防庁消防技術政策室長事務連絡)に示すとおり、消防庁において対応を行うこととする。

### (2) 製品火災報告に係る事案以外の事案について

一方、製品火災報告に係る事案以外の事案(例えば、消防機関においては製品火災と判断していないものの、当該製品の製造者等において消費生活用製品安全法第2条第6項の規定に基づく重大製品事故と判断し、同法第35条第1項の規定に基づき消費者庁に報告されている事案)について、機構から消防機関に照会等があった場合には、当該消防機関は、地方公共団体の個人情報保護に関する条例上の制約を踏まえつつ、火災調査に係る業務等への支障を生じない限りにおいて、情報の提供等について必要な対応(特段の事情により情報の提供等が困難である場合においては、その旨の回答を行うことも含む。)を行うこと。

## 3 その他

(1) 上記2(2)に示す機構から消防機関への照会等の対応のため、各消防機関においてはあらかじめ担当窓口を定めておくこと。なお、各消防機関が定めた担当窓口について

は、別途消防庁より調査を行う予定である。

- (2) 今後の運用改善等に資するため、上記2(2)の事案が生じた場合における消防庁への報告の内容については、別途消防庁より通知する予定である。
- (3) 製品火災に係る消防庁への報告については、「製品火災に係る報告について(再周知)」(平成22年12月15日消防庁予防課消防技術政策室事務連絡)に示すとおり、引き続き実施すること。特に、第一報については、消防本部において把握した時点で、報告対象に該当する可能性のある事案についても幅広く迅速に実施すること。
- (4) 消防研究センターの技術的支援が必要となる場合は、消防研究センター原因調査室に相談されたい。

問合せ先：消防庁 消防大学校消防研究センター 火災災害調査部原因調査室

電 話：0422-49-9441 (直通)

0422-44-8331 (代表)

F A X：0422-49-3763

Eメール：kanshiki@fri.go.jp

